

大阪府教育委員会は、府内市町村（大阪市・堺市・豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町を除く。）の公立小・中・義務教育学校において魅力ある学校づくりをすすめるため、組織をまとめるマネジメント力と教育に対する熱意を持ち、柔軟な発想や企画力をいかした学校運営や学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集し、選考を実施します。

1 求める人物像

- (1) 学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者
- (2) 民間企業等で培われた柔軟な発想、企画力を有する者
- (3) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有する者
- (4) 組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進できる者
- (5) これまで培ってきた人的ネットワークや渉外能力を活用し、地域との連携のもと、開かれた学校づくりを推進できる実行力を有する者
- (6) 特に、配置予定市が求める人物像
 - 門真市・・・管理職経験が豊かで、教職員と地域人材等の経営資産を効果的にマネジメントする力や、そのための渉外能力に長け、柔軟な発想と斬新な企画による学校づくりを推進していく者
 - 東大阪市・・・本市が長年築いてきた人権教育を十分に理解し、教職員の協働による教育活動を推進するとともに、小中一貫教育を中心とした学校改革に意欲的に取り組む中で、教職員個々の能力を引き出し、育成することのできる者

2 配置予定の学校

- 門真市内の公立小学校
- 東大阪市内の公立小学校

（上記の2市においては、平成29年度当初に義務教育学校の開校は予定されていません）

3 採用予定人数

各市1名 計2名

4 採用形態

一般職の任期付職員の大阪府公立小学校長として採用
（ただし、研修期間中は大阪府教育庁の非常勤職員として採用）

5 採用期間

平成29年4月1日～平成32年3月31日
（研修期間：原則として平成29年1月1日～平成29年3月31日）

6 応募資格

次の各号に掲げる項目に該当する者

- (1) 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者
- (2) 昭和29年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者
- (3) 民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有する者
- (4) 教育に関する見識と情熱を有する者
- (5) 原則として平成29年1月1日から勤務（研修）が可能なる者

7 選考方法

◇ 一次選考 書類選考及び面接

面接日 平成28年7月9日(土)、10日(日)のうちいずれか1日

※受験申込書(別紙1・2)および論文を選考(審査)の対象とします。

◇ 二次選考 面接

面接日 平成28年8月上旬のいずれか1日

※一次選考合格者に対し二次選考を行い、最終合格者を決定します。

なお、選考の結果、合格者のない場合があります。

※一次選考における面接日時及び場所等の詳細は6月末を目途に通知します。

※一次選考合格者には、二次選考の面接日時及び場所等の詳細を別途通知します。

※一次選考の結果通知は7月中旬、二次選考の結果通知は9月上旬に発送する予定です。

8 受付期間

平成28年5月16日(月)～平成28年6月15日(水)

9 応募にあたっての留意事項

(1) 受験申込みは、第二希望まで可とします(第一希望のみでも構いません)。

(2) 第一希望・第二希望ともに合格した場合は、第一希望での採用となります。

(3) 同時に公募する平成29年度大阪府立学校校長の公募選考への重複申込みはできません。
重複して申込みが行われた場合は、全ての申込みを無効とします。

10 応募方法・応募先

(1) 応募方法 簡易書留による郵送に限ります。(平成28年6月15日(水)消印有効)

(2) 応募先

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 小中学校人事グループ

11 提出書類

(1) 受験申込書(別紙1・2)

※ ワープロ・自筆の別は問いません。

※ 別紙2に、ご自身のこれまでの組織マネジメントの経験において、最もマネジメント能力を発揮した実例を記入してください。

(2) 論文(参考様式)

※ 「〇〇市の小学校長として私が取組みたい課題とその解決策」を2,000字以内で記したものを。

※ 参考様式を参照し、A4判・横書きで作成してください。

ワープロ・自筆の別、行内文字数・1頁の行数は問いません。

※ 論文は、第一希望・第二希望それぞれで作成してください。その際、各市の求める人物像を踏まえて作成することに留意してください。

※ 第二希望まで申込んでいるにもかかわらず、論文が1部しか提出されない場合や、2部提出されていても第一希望・第二希望の区別がつかない場合は、第一希望のみを有効としますのでご注意ください。

(3) 返信用封筒1通

※長形3号封筒に82円切手を貼り、返送先の住所、氏名を記入してください。

* 提出された書類は返却しません。また、申込書等に記入された情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に管理します。なお、情報は個人が特定されない形で統計処理し、今後の採用選考の円滑な実施のために用いる場合がありますが、それ以外の目的に使用することはありません。

12 給与等（平成28年5月時点）

給料及び諸手当等については、大阪府の「職員の給与に関する条例」他関係諸規定に基づき支給します。

※ 給与年収は、経歴等により異なりますが、現在の試算では、通年で勤務した場合（4月～3月分）、満45歳で約930万円、満55歳で約960万円となります。（*金額には扶養・住居・通勤手当等は含みません。大阪府人事委員会勧告等を踏まえ、給与改定を実施するところから、給与年収については変更になる場合があります。採用初年度6月期の期末勤勉手当は在職実態に応じた期間率（30%）が適用されます。）

なお、研修期間中は報酬として、月額360,000円を支給します。（通勤に要する費用については、別途、実費相当額を支給します。）

13 その他

- ・平成28年度末で、大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長の任期が満了する者も応募可能です。
- ・校長を含む公立学校教職員は、地方公務員法により、営利企業等への従事制限がかかります。

《参考：地方公務員法第38条（営利企業等の従事制限）》

問い合わせ先

大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 小中学校人事グループ

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目【電話 06(6941)0351 内線 3496】

【参考】

○ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ 学校教育法第9条(校長・教員の欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ 地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。